

令和8年5月8日

職 員 各 位

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

一般事業主行動計画の公表について

このことについて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第8条の規定に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定いたしましたので、公表いたします。

～「一般事業主行動計画」とは～

企業が女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための具体的な取組を策定する計画のことです。

常時雇用する従業員が101人以上の企業（本会が該当します。）については、この行動計画の策定・届出を行うとともに、外部への公表・従業員への周知が同法で義務付けられています。

本会では、女性労働者がその能力を十分に発揮し、活躍できる雇用環境を整備するため、以下のとおり計画を策定しました。

（計画期間）令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日まで

（内 容）目標1：女性労働者（総合職）の管理職への登用

※詳細については、別紙「社会福祉法人 呉市社会福祉協議会行動計画」をご参照ください。